

団体割引適用・健康相談サービス無料付帯

小・中学生総合補償制度

安心生活総合補償特約付帯普通傷害保険+医療保険(1年契約用)
(H・S・B・Cプラン)
交通事故傷害保険
(Jプラン)

保険料は
個別で加入する
場合に比べて
約**56%割安**(注)

元気すぎても心配、
病気も心配、の親心を支えます。



ケガを
した

ケガを
させた

病気で
入院した
Hプラン

推奨の言葉

長野県PTA連合会 会長 大島 修

皆様には平素よりPTAの諸活動にご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、今回ご案内申し上げます「小・中学生総合補償制度」は平成10年度から実施しているもので、対象となる事故を学校生活中やPTA活動中に限定せず、日常の暮らしの中で直面するさまざまな危険(リスク)を24時間総合的に補償する画期的な制度です。

多くの方々からの意見をくみ取り、県PTA安全互助会の提携先である共栄火災海上保険株式会社を引き受け先としています。

県PTA連合会で団体契約を締結することにより固有の団体割引率を適用でき、個別加入の保険等に比べて約56%割安な保険料となっております。

また、専用ダイヤルによる健康相談サービスが無料で受けられるなど、身近な制度として皆様にご利用いただいております。このパンフレットをよくご覧いただき、この機会にぜひご加入されますようお願いいたします。

(注) 上記の割引率(約56%)は、この制度の被保険者数と保険金のお支払い状況によっては、今後変更となる場合があります。

お手続方法

健康状態等に関するご質問への回答について

健康状態等に関するご質問への回答(健康状態告知)は、被保険者の親権者または保護者にさせていただきます。保護者とは未成年後見人、保佐人、補助人のいずれかをいいます。

新規加入の方

1

まずはプランをお選びください。

プラン
H・S・B・C・J



Hプラン・Sプラン・Bプラン・Cプラン・Jプランの中からご加入のプランをお選びください。詳細は補償内容一覧をご参照ください。Jプランは専用チラシをご覧ください。

長野県PTA連合会に加盟している小・中学校に在籍する児童・生徒が加入することができます。(おひとりにつき1口のみのご加入となります。)

2

新規加入の方は、
加入依頼書をご記入ください。

同封の加入依頼書(兼 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書)に必要事項をご記入の上、金融機関お届け印を押印ください。

ご記入に際しましては以下の点に十分ご注意ください

1. 学校名は略称でなく正確にご記入ください。(例:長野市立長野第三小学校)
2. お名前には必ずフリガナをお願いします。
3. 保険料振替のご指定口座は預貯金通帳に記載されている口座番号等をご確認の上正確にご記入ください。
4. ご記入の際、訂正箇所には必ず訂正印を押印ください。
5. Hプランにご加入される場合は必ず「健康状態告知」欄にご記入ください。
6. 「他の保険契約」欄は、告知事項となります。必ずご記入ください。

※ご加入の際には加入依頼書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。告知事項について事実と相違している場合には保険契約が解除されたり、保険金をお支払いできなくなることがありますのでご注意ください。

※申込締切日(消印有効)、補償期間、加入者証送付時期、保険料口座振替日については下欄の「お申込締切日と補償期間」にてご確認ください。

3

返信封筒にてご郵送ください。



学校では受付できません。
専用封筒(このパンフレットと同封の封筒)にてご返送ください。

4

ご指定の口座から
保険料が引き落とされます。

本制度の保険料は加入依頼書でご指定いただいた口座から引き落とされます。(口座引落とし以外のお取扱いではできません。)

(引落口座について)

- ①口座引き落としの際、預金通帳には「PTAホケン」と印字されますので予めご了承ください。(金融機関のシステム上の理由により「三菱UFJニコス」等と印字される場合があります。)
- ②口座引き落とし日に、引き落とされなかった場合は、翌月の27日(土・日・祝日の場合は翌営業日)に、口座に再請求されます。なお、2度の口座請求にて、引き落としができなかった場合には、お申込みは無効となります。

5

加入者証が送付されます。

加入者証は4月1日加入(申込締切3月25日)の場合、5月下旬送付いたします。

ただし、上記②の場合で2度の口座請求にて引き落としができなかった場合には、送付した加入者証は無効となります。

継続加入の方

継続加入の方は、
引受保険会社から
お知らせします。

特段お申し出がない限りは中学3年生まで自動継続となります。その場合、加入者証は毎年5月下旬頃に送付されます。なお、引受保険会社より3月初旬頃送付されます「PTA総合補償制度ご継続のご案内」をご確認ください。

以下の事由が発生した場合は返信ハガキに変更内容をご記入の上ご返送ください。

- 転居された場合
- 進学の関係で学校名が変わる場合
- プラン変更の場合

またご兄弟等で未加入のお子さまを追加される場合は、同封の「加入依頼書」を使用してお申込みください。

※同封の「加入依頼書」でのご変更はできませんので、使用しないでください。

※継続案内の書類が届かない場合、裏面のお問い合わせ先までご連絡ください。

※プランを変更されない場合は加入者証番号に変更はありません。

お申込締切日と補償期間

	申込締切日(消印有効)	補償期間	加入者証送付時期	保険料口座振替日
第1次	3月25日	平成31年4月1日～平成32年4月1日(1年間)	5月下旬	5月27日
第2次	4月25日	平成31年5月1日～平成32年4月1日(11ヵ月間)	6月下旬	6月27日
第3次	5月24日	平成31年6月1日～平成32年4月1日(10ヵ月間)	7月下旬	7月29日

※第3次申込締切日(5月24日)以降も加入の受付はいたします。ご加入をご希望の場合は、小・中学生総合補償制度担当係(TEL 026-234-2180)までご連絡ください。

ただし、最終の申込締切日は平成31年11月25日(消印有効)とさせていただきます。

※この制度は長野県PTA連合会を保険契約者とし、連合会所属の小・中学校の児童・生徒を被保険者とする団体制度です。長野県PTA連合会が本制度を案内し、申込締切日(消印有効)までに送付された加入依頼書を取りまとめ引受保険会社と保険契約を締結いたします。また、引受保険会社は、受付した加入依頼書の内容確認を行った上で加入者証を作成し送付いたします。つきましては、お客様個人でご契約されている保険とは契約形態が異なるため、加入者証ご到着まで時間を要しますが、上記のスケジュールにて運用させていただきますことをご了承ください。

お子さまの24時間を安心補償でつつみます。

※事故状況により保険金が支払われないこともありますので、事故に遭われた場合には必ず引受保険会社までお問い合わせください。
また、詳しい補償内容につきましては、裏面を参照してください。

個別加入に比べ、保険料が約56%割安です。 お子さまの毎日の安心を支えるプラン

NEW! Jプラン(交通事故傷害保険)の補償内容につきましては、「Jプランのご案内」をご確認ください。

補償内容一覧		H プラン	S プラン	B プラン	C プラン
年間掛金 (年1回払) 保険料 + 制度運営費	4月補償開始 (1年間)	15,000円	10,000円	5,000円	3,000円
	5月補償開始 (11ヵ月間)	13,790円	9,190円	4,600円	2,770円
	6月補償開始 (10ヵ月間)	12,550円	8,370円	4,210円	2,540円
傷害補償	入院保険金日額	4,000円	3,400円	2,000円	1,000円
	通院保険金日額	3,000円	2,800円	1,500円	850円
	手術保険金	入院中:4万円 入院外:2万円	入院中:3.4万円 入院外:1.7万円	入院中:2万円 入院外:1万円	入院中:1万円 入院外:0.5万円
	後遺障害保険金	後遺障害の程度に応じて 約24~600万円	後遺障害の程度に応じて 約16.5~413万円	後遺障害の程度に応じて 約5.4~137万円	後遺障害の程度に応じて 約2~50万円
	死亡保険金	600万円	413万円	137万円	50万円
特約による追加補償	熱中症	○	○	○	○
	食中毒	○	○	○	○
	特定感染症	○	○	—	—
	天災	○	○	○	○
日常生活個人賠償責任補償	3億円	3億円	3億円	3億円	
被害事故補償	1,000万円	—	—	—	
育英費用補償	100万円	—	—	—	
携行品損害補償	10万円 (自己負担額3,000円)	10万円 (自己負担額3,000円)	—	—	
医療補償	入院保険金日額	3,500円	—	—	—
	手術保険金	手術の種類により 3.5/7/14万円	—	—	—
	葬祭費用	50万円	—	—	—

(注1)○印で補償する場合の保険金額は傷害補償の保険金額と同額です。

※特定感染症補償特約では死亡保険金、手術保険金はお支払いの対象になりません。

(注2)本制度には損害率による割引30%が適用されています。この割引は保険金のお支払い状況により毎年見直されます。

(注3)上記の各プランは、前年度契約の被保険者数により30%の団体割引および大口団体契約割引10%を適用しています。今年度の被保険者数が10,000名に達しなかった場合は翌年度の保険料や保険金額が変更となります。

継続契約の方へ

継続加入の方へ、引受保険会社より重ねてご案内いたします。
特段の申し出がない限りは中学3年生まで自動継続となります。その場合加入者証は、毎年5月下旬ころに送付されます。
なお、引受保険会社より3月初旬頃送付されます「PTA総合補償制度で継続のご案内」をご確認ください。
以下の事由が発生した場合は返信はがきに変更内容をご記入の上ご返送ください。

- 転居された場合 ●進学の関係で学校名が変わる場合 ●プラン変更の場合
- またご兄弟等で未加入のお子さまを追加される場合は、同封の「加入依頼書」を使用してお申込みください。
※同封の「加入依頼書」でのご変更はできませんので、使用しないでください。
※継続案内の書類が届かない場合は、裏面のお問い合わせ先までご連絡ください。
※プランを変更されない場合は加入者証番号に変更はありません。

保険金の請求方法



1 まず事故発生の際は報告ハガキを郵送してください。

事故報告ハガキは、加入者証に同封されています。

※万一事故が発生したときは、すみやかに引受保険会社までご連絡ください。なお、ご通知が遅れますと保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。

2 保険金請求書類をお送りします。

引受保険会社から保険金請求書類が郵送されますので、必要事項をご記入の上ご返送ください。
なお、事故内容(傷害・賠償等)によって提出いただく書類は異なります。傷害事故の保険金請求額が10万円以下の場合は、原則として診断書ではなく、入院・通院申告書および診察券(写)・領収書等の提出によりご請求いただくことができます。

3 保険金の請求についてアドバイスします。

必要に応じてスタッフが①事故日時②事故が起きた場所③事故状況④おケガの状態や損害額について聴取の上、保険金の請求方法などについて親切丁寧にアドバイスいたします。

4 保険金がスピーディーに送金されます。

必要書類受付後、原則30日以内にご指定の口座へ送金されます。(保険料のご入金確認後となります。)

ケガをした

傷害補償 (H・S・B・Cプラン) ご加入のお子さまご本人のみが対象です。

お子さまが、学校内外を問わず急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合、入院保険金・通院保険金をはじめ手術保険金・後遺障害保険金・死亡保険金が支払われます。(国内外を問わず24時間補償されます。)

Q PTAの行事中の事故は学校で加入している「PTA安全互助会制度」から給付されるとのことですが、その場合この「小・中学生総合補償制度」にも請求できるのですか？

A もちろん請求いただけます。傷害補償は24時間さまざまなお事故でケガをされた場合に補償されますので、他の制度(PTA安全互助会制度や日本スポーツ振興センターによる災害共済、簡易保険などの保険)の給付に関係なく別枠でお支払いいたします。



例えばこんな事故が…

Hプランご加入の場合

- 休日、交差点で車に巻き込まれ足を負傷した。
入院150日/通院10日/入院中の手術/後遺障害4%
お支払い額 **910,000円**
- クラブ活動の帰り自転車で走行中、転倒し骨折した。
入院10日/通院20日/入院中の手術
お支払い額 **140,000円**

追加補償

熱中症・食中毒・特定感染症・天災補償

● 熱中症補償特約(H・S・B・Cプラン)

お子さまが熱中症(日射病・熱射病)になった場合に、入院保険金、通院保険金、手術保険金、後遺障害保険金および死亡保険金が支払われます。

● 食中毒補償特約(H・S・B・Cプラン)

お子さまが学校の管理下中に、食中毒になった場合に、入院保険金、通院保険金、手術保険金、後遺障害保険金および死亡保険金が支払われます。特定感染症に該当しないサルモネラ菌や腸炎ビブリオ菌等による食中毒も補償します。

● 特定感染症補償特約(H・Sプランのみ)

特定感染症による後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金が支払われます。(死亡保険金、手術保険金はお支払いの対象となりません。)

● 天災補償特約(H・S・B・Cプラン)

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガに対して入院保険金、通院保険金、手術保険金、後遺障害保険金および死亡保険金が支払われます。

※特定感染症とは……「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の分類から三類感染症に定められた疾病。O-157をはじめ、ペスト、腸チフス、コレラなどが対象となります。(平成30年12月現在)



例えばこんな事故が…

Sプランご加入の場合

- O-157に感染して5日間入院した。
お支払い額 **17,000円**
- クラブ活動で運動中に熱中症になり、7日間入院した
お支払い額 **23,800円**

友達にケガをさせた・友達のをこわした

日常生活個人賠償責任補償

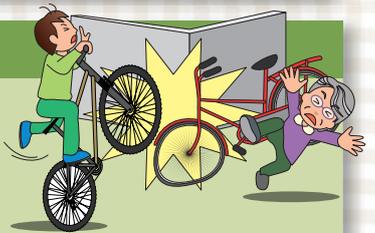
お子さまと同居のご家族全員(注)も対象です。

(示談交渉サービス付) (「日常生活個人賠償責任補償特約の受託品・記録情報等補償拡大特約」付帯)

お子さまや同居するご家族の方が日常生活に起因する偶然な事故により他人に対して法律上の損害賠償責任を負った場合、損害賠償金や慰謝料、訴訟費用が支払われます。(ただし、自動車やバイク等による事故は対象外です。)

※学校等の管理下で発生した事故や、スポーツ中(クラブ活動やスポーツ大会中)の事故で、お子さまに法律を逸脱した行為がない場合などは、法律上の損害賠償責任が発生しないため保険金支払の対象になりません。

NEW! ※平成31年度より「日常生活個人賠償責任補償特約の受託品・記録情報等補償拡大特約」が付帯され、お子さまの受託品の損壊や情報機器等に記録された情報の損壊等が補償の対象となっています。詳細は「補償内容」をご確認ください。



示談交渉サービス

日常生活個人賠償責任補償特約(示談交渉サービス付)の対象となる日本国内において生じた賠償事故について被保険者のお申し出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、共栄火災は原則として被保険者のために示談交渉をお引き受けいたします。この場合、共栄火災の選任した弁護士が相手の方との交渉にあたる場合があります。また、賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を共栄火災へ直接請求することもできます。

ご注意ください

次の場合には、共栄火災は相手の方との示談交渉を行うことができませんので、ご注意ください。なお、その場合でも、相手の方との示談交渉等の円満な解決に向けたご相談に応じます。

- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活個人賠償責任補償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- 相手の方が当社との交渉に同意されない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が共栄火災への協力を拒んだ場合
- 賠償責任事故について被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

例えばこんな事故が…

- 塾の帰り、雨が降っていたので急いでいたところ自転車同士で衝突し、相手が頭蓋骨骨折で後遺障害が残った。
(相手方の損害額が、17,463,000円と算定され、相手の過失20%の場合、算定された相手方の損害額17,463,000円から相手の過失20%を除いた13,970,400円の損害賠償責任が発生します。)
お支払い額 **13,970,400円**
- 通学途中、あやまって蹴ったサッカーボールが近所の窓ガラスに飛び込み窓ガラスを割ってしまい、修理代金の算定が7万円となり支払った。
お支払い額 **70,000円**

※ケースによってお支払いできる範囲が異なります。

Q ケガの補償は加入した子ども本人だけとのことですが、兄妹でそれぞれ加入した場合(兄:Hプラン、妹:Sプラン)の賠償責任補償の補償額はどうなりますか？

A 複数でご加入の場合は、それぞれのプランの合計額が、一つの事故に関する補償額(お支払いの限度額)となります。この場合のご家族の賠償責任補償額はHプラン3億円+Sプラン3億円=6億円となります。

※保険金のお支払いは、損害の額が限度となります。

(注) お子さま本人の同居の親族(本人から見て6親等内の血族)をいいます。

被害事故補償 (Hプランのみ) ご加入のお子さまご本人のみが対象です。

お子さまが被害事故(ひき逃げ・通り魔・ストーカー)により、死亡、後遺障害またはケガをされた場合に、治療費、逸失利益、精神的損害などの金額を所定の方法により算出し、保険金としてお支払いします。ただし、加害者などから得た賠償金や各種法令に基づく給付金などがある場合は、その額を差し引いてお支払いします。

例えばこんな事故が…

- お子さまがひき逃げ事故により重傷(「後遺障害1級」の場合)を負った。

被害事故
 治療費、逸失利益……7,000万円と算定された場合
 自賠責保険からの支払額……3,000万円
 7,000万円 - 3,000万円 = 4,000万円
 被害事故補償は、1,000万円までを補償します

お支払い額 **1,000万円**



扶養者の方が不慮の事故にあった

育英費用補償 (Hプランのみ) ご加入のお子さまの扶養者の方が対象です。

お子さまの扶養者の方が急激かつ偶然な外来の事故により、死亡または重度の後遺障害が生じた場合に、お子さまの学業生活に必要な学費などを育英費用として育英費用保険金額の全額を一時金としてお支払いします。

例えばこんな事故が…

- お父さま(扶養者の方)が事故により両眼を失明した。 お支払い額 **100万円**



外出先で自分の持ち物が偶然な事故でこわれてしまった

携行品損害補償 (H・Sプランのみ) ご加入のお子さまご本人のみが対象です。

お子さまが家族旅行や学校の遠足で偶然な事故によりご自身のカメラを壊したり、カバンを破損したなどの場合にその修理費もしくは時価額を保険金額を限度としてお支払いします。

※自己負担額は1回の事故につき3,000円です。
 ※保険期間を通じて、携行品損害保険金額が限度となります。
 ※保険の対象とならない物があります。裏面の「補償内容」にてご確認ください。
 ※置き忘れ、紛失は保険金支払の対象になりません。

例えばこんな事故が…

- お子さまが自分のカメラを外出先で落とし壊れたため修理した。

携行品損害
 カメラの時価額……30,000円と算定された場合、
 カメラの修理額……20,000円と算定された場合

お支払い額 20,000円 - 3,000円 = **17,000円**
(修理額) (自己負担額)



病気で入院した ※1日目から補償

医療補償 (Hプランのみ) ご加入のお子さまご本人のみが対象です。

お子さまが入院を伴うような病気になってしまっても、日帰り入院*から最長60日まで補償します。また、所定の手術をした場合には手術の内容に応じて疾病手術保険金を、ケガまたは病気により万が一お亡くなりになった場合にはご親族が負担した葬祭費用(50万円を限度)をお支払いします。

※日帰り入院とは、例えば夜中の3時に病院に運び込まれ、その日の夕方に退院した場合などが該当します。

例えばこんな事故が…

Hプランご加入の場合

- お子さまが虫垂炎になり、手術をして切除した。

入院7日間 / 手術(入院保険金日額の10倍)

お支払い額 **59,500円**

◆ご加入の際には、親権者・保護者の方がお子さまの健康状態等に関するご質問にお答えいただく必要があり、お子さまの過去の傷病歴や現在の健康状態などによりご加入をお断りすることがあります。



まごころ健康ダイヤルサービス【通話料・相談料無料】 全てのプランで、ご家族全員がご利用できます。

- 健康・介護相談** 24時間365日
お子さまの急な発熱や、ケガの応急処置をはじめ、さまざまなご相談に専門スタッフがお応えします。
- 年金相談** 毎週火・水・木曜日 10:00 ~ 17:00(祝日・年末年始を除く)
公的年金に関し、社会保険労務士が電話相談をお受けいたします。
- 税務相談** 毎週水曜日 10:00 ~ 17:00(祝日・年末年始を除く)
税金に関し、税理士が電話相談をお受けいたします。
- 法律相談** 毎週水曜日 10:00 ~ 17:00(祝日・年末年始を除く)
法律に関し、弁護士が電話相談をお受けいたします。

※②~④の年金・税務・法律相談は、当日10時より先着順で予約受付を行います。ご予約で一杯になり、お断りすることもありますので、早めのお電話をお願いします。

※本サービスの電話番号は引受保険会社から発行される加入者証に同封の「ご案内」で確認ください。新たに加入いただいた方のご利用開始は加入者証の到着後となります。



補償内容(H・S・B・Cプラン)

補償内容	保険金をお支払いする場合(お支払いする保険金)	保険金をお支払いできない主な場合	
傷害(H・S・B・Cプラン)	死亡保険金	被保険者(※1)が急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガ(※2)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 (注)すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を差し引いた額をお支払いします。	①保険契約者、ご加入依頼者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ ②けんかや自殺・犯罪行為によるケガ ③自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用したによる運転中に生じた事故によるケガ ④脳疾患・疾病・心神喪失による事故の場合(例えば、歩行中に病気により意識を喪失し転倒してケガをされた場合等) ⑤妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置によるケガ ⑥地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ⑦戦争、内乱、暴動などによるケガ(※6) ⑧ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、フリークライミング、リュージュ、ポブスレー、航空操縦、ハンググライダー搭乗などの危険な運動中のケガ ⑨自動車、オートバイ、モーターボート等による競技等を行っている間のケガ ⑩むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見(*)のないもの (*)医学的他覚所見とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
	後遺障害保険金	被保険者(※1)が事故によりケガ(※2)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 (注)保険期間を通じ合算して、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	入院保険金	被保険者(※1)が事故によりケガ(※2)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合、入院日数1日につき、入院保険金日額をお支払いします。 (注1)事故の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、入院保険金をお支払いできません。 (注2)入院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、入院保険金は重複してはお支払いできません。	
	手術保険金	被保険者(※1)が事故によりケガ(※2)をされ、その治療のため、事故の日からその日を含めて180日以内に、病院または診療所において手術(※3)を受けられた場合、以下の金額をお支払いします。 ①入院中に受けた手術の場合、入院保険金日額×10 ②左記①以外の手術の場合、入院保険金日額×5 (注1)入院中とは、事故により被ったケガを直接の結果として入院している間をいいます。 (注2)1事故によるケガについて、事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限りです。 (注3)「手術」とは、医師が治療を直接の目的として、メスなどの器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出などの処置を施すことをいいます。(単なる縫合は対象となります。)	
	通院保険金	被保険者(※1)が事故によりケガ(※2)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合、通院日数1日につき、通院保険金日額をお支払いします。(90日限度) (注1)通院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、通院保険金は重複してはお支払いできません。 (注2)通院しない場合においても、骨折等のケガをされ、所定の部位(※7)を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギブス等(※8)を常時装着したときは、その日数について保険金をお支払いします。	
特約	育英費用保険金	加入者証に記載された扶養者(※4)の方が事故によりケガ(※5)をされ、そのケガのため、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、または身体に重度の後遺障害(両眼が失明したとき・咀嚼および言語の機能を失ったとき・神経系統の機能または精神に著しい障害を残り、常に介護を要するときなど)が生じた場合に育英費用保険金額の全額をお支払いします。(Hプランのみ) (注)他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、保険金が差し引かれることがあります。なお、他の保険契約等をご契約されている場合、保険金の支払限度額は、この保険契約および他の保険契約等のうち最も高い保険金額となります。	上記の「保険金をお支払いできない主な場合」①~⑦の他、扶養者の方が死亡されたとき、または重度の後遺障害が生じたときに、扶養者の方が被保険者を扶養していない場合 など
	被害事故補償保険金	被保険者(※1)が犯罪事故やひき逃げにより、死亡されたり、身体に後遺障害が生じたり、またはケガをされた場合に、逸失利益や精神的損害等の損害額を所定の方法により算出し、1回の事故につき、被害事故補償保険金額を限度としてお支払いします。なお、被害事故補償保険金は死亡、後遺障害、入院、手術、通院の各保険金とは別にお支払いします。(Hプランのみ) (注1)賠償義務者から取得した損害賠償金や各種法令に基づく給付がある場合には、その合計額を損害額から差し引いた額を被害事故補償保険金額を限度にお支払いします。 (注2)上記(注1)のほか、損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、すでに取得したものがあある場合には、その取得した給付額または評価額を損害額から差し引きます。	・被害事故を教唆(おしえそそのかすこと)または補助(手助けをすること)する行為 ・被害事故を容認する行為 ・過度の暴力または脅迫、重大な侮辱等被害事故を誘発する行為 ・被害事故に関連する著しく不正な行為 ・被保険者の配偶者または親族から受けた被害事故 ・戦争、内乱、暴動などによる事故の場合(※6) など
	特定感染症	被保険者(※1)がO-157などの特定感染症により上記の後遺障害、入院および通院の「保険金をお支払いする場合」に該当した場合に、保険金をお支払いします。(H・Sプランのみ)	・保険責任の開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症(継続契約は除きます) ・戦争、内乱、暴動などによる事故の場合(※6) など
	熱中症	被保険者(※1)が熱中症(日射病・熱射病)により上記の死亡、後遺障害、入院、手術および通院の「保険金をお支払いする場合」に該当した場合に、保険金をお支払いします。(H・S・B・Cプラン)	
	天災	地震もしくは噴火またはこれらによる津波により、被保険者(※1)がケガをされ、上記の死亡、後遺障害、入院、手術および通院の「保険金をお支払いする場合」に該当した場合に、保険金をお支払いします。(H・S・B・Cプラン) また、地震もしくは噴火またはこれらによる津波により、加入者証に記載された扶養者(※4)の方がケガをされ、上記の育英費用の「保険金をお支払いする場合」に該当した場合に、保険金をお支払いします。(Hプランのみ)	
	食中毒	被保険者(※1)が在籍する学校の管理下にある間に食中毒により上記の死亡、後遺障害、入院、手術および通院の「保険金をお支払いする場合」に該当した場合に、保険金をお支払いします。(H・S・B・Cプラン)	
	日常生活個人賠償責任保険金 (示談交渉サービス付) NEW! 【日常生活個人賠償責任補償特約の受託品・記録等補償拡大大特約付】	次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊して損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合、1回の事故につき、日常生活個人賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金をお支払いします。ただし、受託品の事故については被害受託品の時価を超えないものとします。また、情報機器等に記録された情報の滅失、損傷または汚損については、500万円または日常生活個人賠償責任保険金額のいずれか低い額が限度となります。なお、臨時費用、訴訟費用、損害の防止に要した費用、緊急措置に要した費用等もお支払いします。(H・S・B・Cプラン) ○お子さま(被保険者※1)ご本人の居住の用に供される住宅(敷地内の動産および不動産を含みます。)の所有、使用、管理に起因する偶然な事故 ○被保険者(※1)の日常生活に起因する偶然な事故 (注1)他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、保険金が差し引かれることがあります。 (注2)臨時費用とは、被害者が死亡したり、医師の治療を受けるために20日以上入院したときに、被保険者が臨時に必要とする費用をい、以下の額を限度にお支払いします。 ①被害者が死亡した場合…………… 1回の事故・被害者1名につき10万円 ②被害者が20日以上入院した場合… 1回の事故・被害者1名につき2万円 ○お子さま(被保険者※1)ご本人が居住する住宅内に保管中またはご本人が一時的に住宅外で管理中の受託品(日本国内においてお子さま(被保険者※1)ご本人が受託した財物)の損壊、紛失、盗取 (注)次の物は受託品には含まれませんのでご注意ください。 携帯電話、ノートパソコン、携帯ゲーム機、携帯オーディオプレーヤー、自転車、通貨、有価証券、貴金属、美術品、自動車、原動機付自転車、船舶、航空機、ピッケルなどの登山道具を使用する山岳登山などの危険な運動を行っている間の当該運動等のための用具、動・植物、建物(付属設備および付属物も含む)、公序良俗に反する物	・保険契約者、ご加入依頼者、被保険者の故意による損害賠償責任 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害賠償責任 ・戦争、内乱、暴動などによる損害賠償責任(※6) ・職務遂行に直接起因する損害賠償責任(受託品に関する事故を除き、被保険者がゴルフの競技または指導を職業としていない場合、職務としてのゴルフは補償対象となります。また、お子さま(被保険者)本人のアルバイト・インターンシップに起因する損害賠償責任は補償対象となります。) ・被保険者同居する親族に対する損害賠償責任 ・心神喪失に起因する損害賠償責任 ・自動車等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 *自動車は受託品の対象とはなりません。自動車の中にある受託品については、自動車の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任であっても、保険金をお支払いします。 ・被保険者または被保険者の指図による暴行または殴りに起因する損害賠償責任 など
	携行品損害保険金	被保険者(※1)の居住の用に供される住宅外で被保険者が携行する被保険者所有の身の回り品が偶然な事故により損害を被った場合に、1回の事故につき携行品損害保険金額を限度に被害物の時価を基準に算定した損害額および損害の防止に要した費用などから、1回の事故につき3,000円(自己負担額)を差し引いた額をお支払いします。ただし、携行品1個、1組または1対につき10万円、現金・乗車券等について合計して5万円を限度とします。(H・Sプランのみ) (注1)有価証券、自動車、自転車、義歯、コンタクトレンズ、眼鏡、携帯電話、ノート型パソコン、サーフボード、ラジコン模型、動植物などは保険の対象となりませんのでご注意ください。 (注2)複数回お支払い事由が発生した場合でも、保険期間を通じて携行品損害保険金額が限度となります。 (注3)他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、保険金が差し引かれることがあります。	・保険契約者、ご加入依頼者、被保険者の故意または重大な過失による損害 ・けんかや自殺・犯罪行為による損害 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害 ・携行品の变色、自然の消耗またはねずみ食い等による損害 ・携行品の置き忘れまたは紛失による損害 ・携行品の擦り傷、塗料のがれ等単なる外観の損傷 ・戦争、内乱、暴動などによる事故の場合(※6) など

医療（Hプランのみ補償）	<p>被保険者（※1）が病気により、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、その病気の治療を直接の目的として入院された場合、入院日数1日につき、入院保険金日額をお支払いします。 （支払限度期間（*）60日） （注）疾病入院保険金の支払いを受けられる期間中に他の病気を発病しても、重複して疾病入院保険金はお支払いできません。</p> <p>（*）医療保険（Hプランの場合）の「入院保険金支払限度期間」について（入院保険金支払限度期間60日の場合）</p> <p>【例1】継続して60日入院し退院されたとき</p> <p>※入院保険金は60日分の支払いとなります。</p>	<p>【例2】継続して10日入院し退院、退院後30日間は自宅療養、その後最初の入院と同一の病気で継続して50日間入院されたとき</p> <p>※入院日数の合計は60日ですが、入院保険金支払限度期間が60日のため、入院保険金は最初の疾病入院を開始した日からその日を含めて入院保険金支払限度期間を経過するまでの「①最初の入院日数の10日分+②再入院日数の20日分（50日-30日）=合計30日分」の支払いとなります。</p>	<p>1.以下の事由による身体障害を被った場合 ①保険契約者、ご加入依頼者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失 ②けんかや自殺・犯罪行為 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナーなどの使用 ④戦争、内乱、暴動などによる事故の場合 ⑤核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性・爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 ⑥上記④⑤に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱にもとづいて生じた事故 ⑦むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見（*）のないもの （*）医学的他覚所見とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。 （※）ただし、④⑤⑥に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額または金額を削減して支払うことがあります。</p> <p>2.アルコール依存および薬物依存による入院、手術または死亡 3.保険責任の開始日（継続契約の場合には最初の保険契約の保険責任の開始日）より前に発病した病気または発生した事故によるケガによって入院した場合、手術を受けた場合または死亡した場合（保険責任の開始日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以降に入院を開始した場合、手術を受けた場合または死亡した場合は、保険金をお支払いします。）</p> <p style="text-align: right;">など</p>
	<p>手術保険金（疾病）</p> <p>被保険者（※1）が病気の治療を直接の目的として、病院または診療所で所定の手術を受けられた場合、疾病入院保険金日額に手術の種類に応じて定めた倍率（10倍、20倍、40倍、時期を同じくして2以上の手術を受けられた場合はそのうち最も高い倍率）を乗じた額をお支払いします。 （注1）手術の種類によっては回数の制限があります。 （注2）保険契約の満了日以降の手術であっても、上記入院保険金が支払われる期間内に行われた手術であれば手術保険金の支払対象となります。</p>	<p>葬祭費用保険金</p> <p>被保険者（※1）がケガまたは病気により死亡された場合において、被保険者のご親族が葬祭費用を負担したときに、負担した葬祭費用の額（葬祭費用保険金額を限度）をお支払いします。 （注）他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、保険金が差し引かれることがあります。</p>	

- （※1）被保険者（保険の補償を受けられる方）とは「加入されたお子さま」をいいます。ただし、日常生活個人賠償責任保険金の被保険者は「加入されたお子さま」と「加入されたお子さまの同居のご親族」となります。ご親族とは、お子さまご本人の6親等内の血族をいいます。なお、被保険者が責任無能力者である場合は、その方の親権者・監督義務者等も被保険者に含まれます。ただし、責任無能力者の方の事故に限ります。
- （※2）上記傷害における「ケガ」には、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。
- （※3）対象となる手術は以下の①②とします。
①公的医療保険制度に基づく医師診療報酬点数によって手術料の算定対象として列挙されている手術。ただし創傷処理、抜歯など、お支払い対象外の手術があります。
②先進医療に該当する診療行為。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為などお支払いの対象外となるものがあります。
- （※4）お子さま【被保険者（※1）】の親権者であり、かつ、お子さまの生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、お子さまの生計を支えている方で、加入時にご指定いただいた1名の方をいいます。
- （※5）育児費用保険金における「ケガ」には、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。
- （※6）条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為によるケガ、損害は補償の対象となります。
- （※7）所定の部位とは肩関節、ひざ関節等の上肢または下肢の3大関節部分、肋骨、胸骨等の約款に記載の部位をいいます。
- （※8）キブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレまたはシーネ等の硬性の固定具をいいます。
（傷害保険の場合）
すでに存在していた身体の障害や病気（骨粗しょう症を含みます。）の影響によりケガまたは特定感染症の程度が重大となった場合は、その影響がなかった場合に相当する保険金をお支払いします。（ケガの原因が病気のみ起因する場合は保険金支払の対象とはなりません。）

- 急激かつ偶然な外来の事故とは・・・下記3項目を全て満たす場合をいいます。
○急激性＝突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと
○偶然性＝事故発生が予知できない、意思に基づかないもの
○外来性＝身体の外部からの作用によるもの
＜上記3項目に該当しない例＞
日焼け、低温やけど、しもやけ、くつずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折・骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性的関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛（反復性の原因によるもの）、疾病（*）などは「急激かつ偶然な外来の事故によるケガ」に該当しないため、傷害保険では保険金支払の対象とはなりません。
（*）傷害保険の場合、特定感染症、熱中症（日射病・熱射病）および食中毒については、上記記載のそれぞれの特約にしたがって保険金支払の対象となります。（食中毒については、在籍する学校の管理下にある間の食中毒に限ります。）

ご注意

- ・お支払いいただいた保険料のうち、医療保険の所定の保険料については所得税法・地方税法上の「生命保険料控除（介護医療保険料控除）」の対象となります。（平成30年12月現在）なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますのでご注意ください。
- ・この制度は解約のお申出がない限り、中学校卒業まで自動的に継続されます。
- ・県外に転出された方および長野県PTA連合会に加盟していない小・中学校に転校または進学された場合は解約となりますので、下記までご連絡ください。
- ・このパンフレットは保険の概要を説明したものです。ご不明な点については引受保険会社にお問い合わせください。ご加入の際には、必ず「重要事項説明書」をお読みください。
- ・くもし事故が起きたときは、>万1事故が発生したときは、すみやかに引受保険会社までご連絡ください。なお、ご連絡が遅れますと保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。

●お問い合わせは
共栄火災海上保険株式会社 甲信支店 長野支社
 小・中学生総合補償制度担当係 TEL 026(234)2180
 〒380-0836 長野県長野市南栗町693-4

長野県PTA連合会事務局
 ■引受保険会社
共栄火災海上保険株式会社
 ホームページ <http://www.kyoeikasai.co.jp>

NEW!

交通事故傷害保険プラン

[Jプラン]のご案内

交通事故傷害保険+日常生活個人賠償責任補償特約付帯 [Jプラン]

「交通事故傷害保険プラン[Jプラン]」は、日常生活における賠償責任と交通事故等によるケガを補償するプランです。自転車は、その手軽さや便利さの裏にさまざまな危険が潜んでいます。ご自身がケガをするだけでなく、歩行者にケガをさせたり、他人の財物を壊して、高額な賠償金を請求されるケースもあります。



もしもご自身やご家族が加害者になってしまったら!

自転車による
高額賠償の例

賠償額 約 **9,500**万円*

少年が自転車で歩行中の女性に衝突し、女性が意識不明となった事故

*神戸地方裁判所2013年7月4日判決



長野県では自転車を利用する人全てに自転車保険の加入を義務付ける条例の制定が検討されています。

日常生活における賠償責任と交通事故等によるケガを補償する 交通事故傷害保険プラン[Jプラン]のご加入をご検討ください

(注)パンフレットに記載のH・S・B・Cの各プランでも日常生活における賠償責任と交通事故等によるケガは補償されます。

補償内容一覧	Jプラン
年間掛金 (年1回払) 保険料	4月補償開始 (1年間) 2,000 円
	5月補償開始 (11ヵ月間) 1,820 円
	6月補償開始 (10ヵ月間) 1,670 円
(任意)補償(事故以外) 任意補償額	入院保険金日額 2,000 円
	通院保険金日額 1,300 円
	手術保険金 入院中: 2 万円 入院外: 1 万円
	後遺障害保険金 後遺障害の程度に応じて 約 6~150 万円
	死亡保険金 150 万円
日常生活個人賠償責任補償	1 億円

ケガをした

傷害補償 [Jプラン] (交通事故等限定) ご加入のお子さまご本人のみが対象です。

お子さまが、交通事故等によりケガをされた場合、入院保険金・通院保険金をはじめ手術保険金・後遺障害保険金・死亡保険金が支払われます。(国内外を問わず24時間補償されます。)

- PTAの行事中の事故は学校で加入している「PTA安全互助会制度」から給付されることですが、その場合この「小・中学生総合補償制度」にも請求できるのですか?
- もちろん請求いただけます。傷害補償は24時間さまざまな事故でケガをされた場合に補償されますので、他の制度(PTA安全互助会制度や日本スポーツ振興センターによる災害共済、簡易保険などの保険)の給付に関係なく別枠でお支払いいたします。
- 例えばこんな事故が...
- PTAの行事中の事故は学校で加入している「PTA安全互助会制度」から給付されることですが、その場合この「小・中学生総合補償制度」にも請求できるのですか?
 - 休日、交差点で車に巻き込まれ足を負傷した。
入院150日/通院10日/入院中の手術/後遺障害4%
お支払い額 **393,000**円
 - クラブ活動の帰り自転車で走行中、転倒し骨折した。
入院10日/通院20日/入院中の手術
お支払い額 **66,000**円



友達にケガをさせた・友達の物をこわした

日常生活個人賠償責任補償 お子さまと同居のご家族全員(注)も対象です。

(示談交渉サービス)

お子さまや同居するご家族の方が日常生活に起因する偶然な事故により他人に対して法律上の損害賠償責任を負った場合、損害賠償金や慰謝料、訴訟費用が支払われます。(ただし、自動車やバイク等による事故は対象外です。)

*学校等の管理下で発生した事故や、スポーツ中(クラブ活動やスポーツ大会中)の事故で、お子さまに法律を逸脱した行為がない場合などは、法律上の損害賠償責任が発生しないため保険金支払の対象になりません。

示談交渉サービス

日常生活個人賠償責任補償特約(示談交渉サービス付)の対象となる日本国内において生じた賠償事故について被保険者のお申し出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、共栄火災は原則として被保険者のために示談交渉をお引き受けいたします。この場合、共栄火災の選任した弁護士が相手の方との交渉にあたる場合があります。また、賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を共栄火災へ直接請求することもできます。

次の場合には、共栄火災は相手の方との示談交渉を行うことができませんので、ご注意ください。なお、その場合でも、相手の方との示談交渉等の円満な解決に向けたご相談に応じます。

- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活個人賠償責任補償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- 相手の方が当社との交渉に同意されない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が共栄火災への協力を拒んだ場合
- 賠償責任事故について被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合



(注1)本制度には損害率による割引30%が適用されています。この割引は保険金のお支払い状況により毎年見直されます。

(注2)上記のプランは、前年度契約の被保険者数により30%の団体割引および大口団体契約割引10%を適用しています。今年度の被保険者数が10,000名に達しなかった場合は翌年度の保険料や保険金額が変更となります。

ケガの補償は加入した子ども本人だけのことですが、兄妹でそれぞれ加入した場合(兄:Hプラン、妹:Sプラン)の賠償責任補償の補償額はどうなりますか?

複数でご加入の場合は、それぞれのプランの合計額が、一つの事故に関する補償額(お支払いの限度額)となります。この場合のご家族の賠償責任補償額はHプラン3億円+Sプラン3億円=6億円となります。
※保険金のお支払いは、損害の額が限度となります。

(注)お子さまご本人の同居のご親族(本人から見て6親等内の血族)をいいます。

例えばこんな事故が...

- 塾の帰り、雨が降っていたので急いでいたところ自転車同士で衝突し、相手が頭蓋骨骨折で後遺障害が残った。(相手方の損害額が、17,463,000円と算定され、相手の過失20%の場合、算定された相手方の損害額17,463,000円から相手の過失20%を除いた13,970,400円の損害賠償責任が発生します。)

お支払い額 **13,970,400**円

●通学途中、あやまって蹴ったサッカーボールが近所の窓ガラスに飛び込み窓ガラスを割ってしまい、修理代金の算定が7万円となり支払った。
お支払い額 **70,000**円

*ケースによってお支払いできる範囲が異なります。

補償内容[Jプラン]

補償内容	保険金をお支払いする場合(お支払いする保険金)	保険金をお支払いできない主な場合	
傷 害 (交通事故等限定)「Jプラン」	死亡保険金	被保険者(※1)が交通事故等(※2)(以下「事故」といいます。)によりケガ(※3)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 (注)すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を差し引いた額をお支払いします。	①保険契約者、ご加入依頼者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ ②けんかや自殺・犯罪行為によるケガ ③自動車または原動機付自転車は無資格運転、酒気帯り運転、麻薬等を使用している運転中に生じた事故によるケガ ④脳疾患・疾病・心神喪失による事故の場合(例えば、歩行中に病気により意識を喪失し転倒してケガをされた場合等) ⑤妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置によるケガ ⑥地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ⑦戦争、内乱、暴動などによるケガ(※5) ⑧自動車、オートバイ、モーターボート等による競技等を行っている間のケガ ⑨むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見(*)のないもの (*)医学的他覚所見とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
	後遺障害保険金	被保険者(※1)が事故(※2)によりケガ(※3)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 (注)保険期間を通じ合算して、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	など
	入院保険金	被保険者(※1)が事故(※2)によりケガ(※3)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合、入院日数1日につき、入院保険金日額をお支払いします。 (注1)入院中とは、事故により被ったケガを直接の結果として入院している間をいいます。 (注2)入院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、入院保険金は重複してはお支払いできません。	
	手術保険金	被保険者(※1)が事故(※2)によりケガ(※3)をされ、その治療のため、事故の日からその日を含めて180日以内に、病院または診療所において手術(※4)を受けられた場合、以下の金額をお支払いします。 ①入院中に受けた手術の場合、入院保険金日額×10 ②左記①以外の手術の場合、入院保険金日額×5 (注1)入院中とは、事故により被ったケガを直接の結果として入院している間をいいます。 (注2)1事故によるケガについて、事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限りです。 (注3)「手術」とは、医師が治療を直接の目的として、メスなどの器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出などの処置を施すことをいいます。(単なる縫合術は対象となりません。)	
特 約	通院保険金	被保険者(※1)が事故(※2)によりケガ(※3)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合、通院日数1日につき、通院保険金日額をお支払いします。(90日限度) (注1)通院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、通院保険金は重複してはお支払いできません。 (注2)通院しない場合においても、骨折等のケガをされ、所定の部位(※6)を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギプス等(※7)を常時装着したときは、その日数について保険金をお支払いします。	
	日常生活個人賠償責任保険金 (示談交渉サービス付)	次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊して損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合、1回の事故につき、日常生活個人賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金をお支払いします。また、臨時費用、訴訟費用、損害の防止に要した費用、緊急措置に要した費用等もお支払いします。 ○お子さま(被保険者※1)ご本人の居住の用に供される住宅(敷地内の動産および不動産を含みます。)の所有、使用、管理に起因する偶然な事故 ○被保険者(※1)の日常生活に起因する偶然な事故 (注1)他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、保険金が差し引かれることがあります。 (注2)臨時費用とは、被害者が死亡したり、医師の治療を受けるために20日以上入院したときに、被保険者が臨時に必要とする費用をいい、以下の額を限度にお支払いします。 ①被害者が死亡した場合………1回の事故・被害者1名につき10万円 ②被害者が20日以上入院した場合……1回の事故・被害者1名につき2万円	・保険契約者、ご加入依頼者、被保険者の故意による損害賠償責任 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害賠償責任 ・戦争、内乱、暴動などによる損害賠償責任(※5) ・職務遂行に直接起因する損害賠償責任(被保険者がゴルフの競技または指導を職業としていない場合、職務としてのゴルフは補償対象となります。) ・被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ・心神喪失に起因する損害賠償責任 ・自動車等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ・被保険者または被保険者の指図による暴行または殴りに起因する損害賠償責任 など

(※1)被保険者(保険の補償を受けられる方)とは「加入されたお子さま」をいいます。ただし、日常生活個人賠償責任保険金の被保険者は「加入されたお子さま」と「加入されたお子さまの同居のご親族」となります。ご親族とは、お子さまご本人の6親等内の血族をいいます。なお、被保険者が責任無能力者である場合は、その方の親権者・監督義務者等も被保険者に含まれます。ただし、責任無能力者の方の事故に限ります。

(※2)交通事故等とは以下のものをいいます
●運行中の乗物(自動車、自転車、電車、バス、航空機、船舶など)との衝突、接触などの事故 ●運行中の乗物に乗っている間の急激かつ偶然な外来の事故 ●乗客として駅などの乗降場の改札口に入ってから出までの乗降場における急激かつ偶然な外来の事故
●道路通行中の作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との衝突・接触などの事故 ●乗物の火災による事故
(※3)上記傷害における「ケガ」には、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

(※4)対象となる手術は以下の①②とします。
①公的医療保険制度に基づく医師診療報酬点数によって手術料の算定対象として列挙されている手術。ただし創傷処理、抜歯など、お支払い対象外の手術があります。
②先進医療に該当する診療行為。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為などお支払いの対象外となるものがあります。

(※5)条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為によるケガ、損害は補償の対象となります。
(※6)所定の部位とは肩関節、ひざ関節等の上肢または下肢の3大関節部分、肋骨、胸骨等の約款に記載の部位をいいます。
(※7)ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレまたはシーネ等の硬性の固定具をいいます。
(傷害保険の場合)
すでに存在していた身体の障害や病気(骨粗しょう症を含みます。)の影響によりケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかった場合に相当する保険金をお支払いします。(ケガの原因が病気のみ起因する場合は保険金支払の対象とはなりません。)

急激かつ偶然な外来の事故とは…下記3項目を全て満たす場合をいいます。
○急激性=突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと
○偶然性=事故発生が予知できない、意思に基づかないもの
○外来性=身体の外からの作用によるもの
＜上記3項目に該当しない例＞
日焼け、低温やけど、しもやけ、くずずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折・骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性の関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛(反復性の原因によるもの)、疾病などは「急激かつ偶然な外来の事故によるケガ」に該当しないため、傷害保険では保険金支払の対象とはなりません。

ご注意

- ・この制度は解約のお申出がない限り、中学校卒業まで自動的に継続されます。
- ・県外に転出された方および長野県PTA連合会に加盟していない小・中学校に転校または進学された場合は解約となりますので、下記までご連絡ください。
- ・このチラシはJプランの概要を説明したものです。申込のお手続き、申込締切日等はパンフレットを併せてご確認ください。ご不明な点については引受保険会社にお問い合わせください。ご加入の際には、必ず「重要事項説明書」をお読みください。
- ・もし事故が起きたときは、>1事故が発生したときは、すみやかに引受保険会社までご連絡ください。なお、ご連絡が遅れますと保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。

●お問い合わせは
共栄火災海上保険株式会社 甲信支店 長野支社
 小・中学生総合補償制度担当係 TEL 026(234)2180
 〒380-0836 長野県長野市南県町693-4

長野県PTA連合会事務局
 ■引受保険会社
共栄火災海上保険株式会社
 ホームページ <http://www.kyoeikasai.co.jp>